

# 古代末期～中世の開発画期と平野部荘園の灌漑水利

——近江国野洲川右岸平野を事例として——

佐野 静代

はじめに

## I. 中世荘園の水利開発

- (1) 天井川の流路と灌漑利用
- (2) 河道付替と条里地割の施工年代
- (3) 中世荘園と用水
  - ① 祇王井開削と江辺荘
  - ② 虫生社の開発と家棟川

## II. 古代的開発と中世荘園の成立

- (1) 湧水灌漑とミヤケ
- (2) 律令期の水利開発
- (3) 中世成立期の開発と集落

## III. 荘園制変容期における水利開発と村落

- (1) 家棟川扇状地の開発と富波荘
- (2) 在地領主の用水開発と集村化

おわりに

はじめに

近年の日本史研究において、開発の画期が重要なテーマとなっている。耕地開発のピークが日本史上に何度か出現したことが指摘されているが、そのひとつが平安時代末期・中世成立期にあったことが強調されている<sup>1)</sup>。その一方で、降って南北朝期により大きな画期を見いだそうとする見解も存在している<sup>2)</sup>。各々の開発の画期が、どのような実体を伴うものであったかについて議論は尽きないが、しかし、この二つの画期がそれぞれ、領域型荘園の成立期、そして荘園制の変容期に相当しており、開発画期の意義が、中世荘園の成立と崩壊に深く関わるものであったことが認められている。

このような動向を受けて、近年、中世荘園を開発の視点から研究しようとするものが増えてきた<sup>3)</sup>。特に、水利開発を重視する共通認識のもと、1980年代以降相次いで実施された大規模な荘園調査においては、水利調査が必須の項目とされるようになった。そこで文献史学研究者によって行われた水利調査の手法は、小地名・灌漑状況の聞き取りに加え、大縮尺地形図・地籍図の利用など、きわめて歴史地理学的であるといえる<sup>4)</sup>。しかし、それにもかかわらず、地理学的アプローチとは本質的に異なる点がある。それは、空間的把握よりも点的・線のデータに重点が置かれていることである。水利調査において、関心が払われるのは、用水路支線の一本一本の名称・ルート、耕地一筆ごとの用排水口であり、それらは線的・点的データとして、きわめて記述的に扱われている。水利調査の成果を示した付図にも、用水路のルートは微細に記入されていても、灌漑範囲といった面的な表現をしたものはほとんどみられない。そして、このような水利調査の記録は、耕地・名・村落といった荘園内部の個々の構成要素の復原に還元されることが多い。

このような視点は、これまでに行われた荘園調査の多くが、山間小支谷に立地する、灌漑が小規模で完結的な荘園を対象としてきたこと、それも一つの荘園だけで調査が完結していたことによるのかもしれない<sup>5)</sup>。あるいは、この視点はむしろ、面的な把握を深化させ、精緻な構造までを明らかにしようとする試みと評価することも可能である。しかし、耕地一筆レベルに還

元されるミクロな分析と同時に、それらを収束して総合的に把握するマクロな視点も、絶えず併用されるべきではないかと考える。それは、景観という地理学の主要概念の理解とも関わってくる問題だからである。

文献史学においても景観が一つのキーワードとなり、景観が地理学のみを対象ではなくなった現在、景観研究の意義と目的を再認識する時期にきているように思われる。景観とは、地表の可視的な諸要素が連関して作り出している、一つのまとまりを持った空間を意味している。したがって、荘園景観とは、一つの空間ユニット・有機体としての荘園全体を意味するものである。よって、荘園景観を研究する際には、中世史料に記載された耕地、用水路といった構成要素各々の抽出にとどまらず、これらの諸要素が作り出す有機的なシステムとしての荘園の全体像にせまる必要がある<sup>9)</sup>。精緻な点的データを、個々のレベルにとどまらず、総合的そして空間的に把握する視点が必要とされる所以は、ここにある。加えて、景観研究とは、時の一断面における復元にとどまるものではない。景観とは、作り出された結果としての地表空間を意味している。したがって、地表の景観を作り出す原動力について、その主体と形成要因、形成過程に関しても明らかにする必要がある。景観研究は、このような点をふまえた上で行われなければならない。

地理学における灌漑水利研究では、用水路の一本一本を同一井堰という視点で収束して、その用水の届く範囲、つまり空間の問題としてとらえる意識が強い<sup>7)</sup>。特に広大な沖積平野においては、山間小支谷とは異なり、いくつもの荘園が近接して立地し、灌漑の空間的スケールもより高次となる。耕地一筆レベルに還元されるミクロな分析と同時に、同一水源による灌漑範囲をとらえようとする空間的視角が絶えず必要であろう。平野部の水利開発を空間的視角からとらえるとき、一つの灌漑域とは、開発の際に一ユニットとなった空間と考えることができる<sup>8)</sup>。この視角を導入することによって、平野の開発

の進展過程を面的にとらえることが可能になる。

本稿では、このような視点から、平野の水利開発の拡大過程について分析し、その開発の画期と中世荘園の展開・変容との関わりを考察する。つまり、平野の水利開発の進展過程を動態としてとらえ、そこでみられる画期の歴史的な意味づけを考えたい。

対象地域としては、近江国の野洲川下流平野、特にその右岸域を取り上げる。中世の野洲川右岸域には、尊勝寺領江辺荘、歓喜光院領虫生社、石山寺領富波荘など多くの荘園が存在していたことが知られる。しかし、これら諸荘園に関しては、文書史料が伝来していないために、その開発や立荘の経緯は全く不明である。先行研究もほとんどなく、従来の荘園研究から取り残されてきた地域であったといえる<sup>9)</sup>。本稿では、史料の欠如を補うために地理学のアプローチを援用し、微地形条件とそれに規定される水利形態の分析によって、中世段階での開発状況を復原する。また、この地域は、天井川が卓越している点で注目される。天井川の形成には、背後山地からの土砂供給の他に、流路の固定というきわめて人為的な要因のあることが知られている<sup>10)</sup>。この点で、当地域では早くから河川制御がなされ、開発が進んでいた地域であったことがうかがわれる。本稿では、このような河川の制御と灌漑利用に着目し、平野の耕地開発の拡大過程を明らかにしていきたい。

## I. 中世荘園の水利開発

### (1) 天井川の流路と灌漑利用

近江国の湖南平野には、天井川が数多く見受けられる。これは、背後山地が多く風化花崗岩質からなることと、早くから平野部の開発が進んでいた地域であったことによる。野洲川自身も大規模な天井川として著名であるが、その右岸東方に、その名も「家棟川」なる天井川が存在する(図1)。家棟川はその流路が、条里地割の規制をきわめて強く受けている点で目を引く。平野部に流れ出た家棟川は、B点で西へ大きく屈曲した後、C点で童子川に合流する。その後

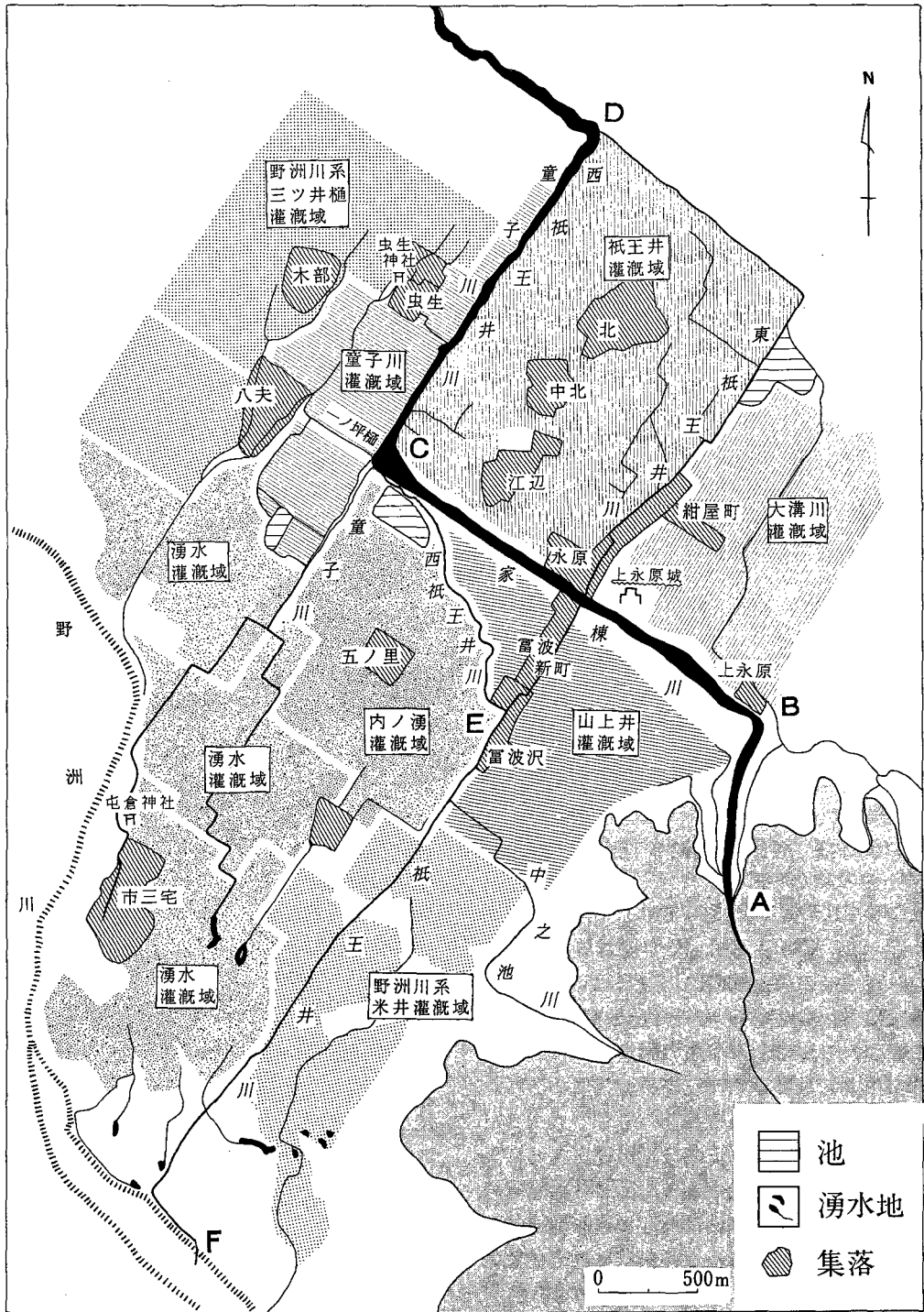


図1 野洲川右岸域における水源別灌漑範囲

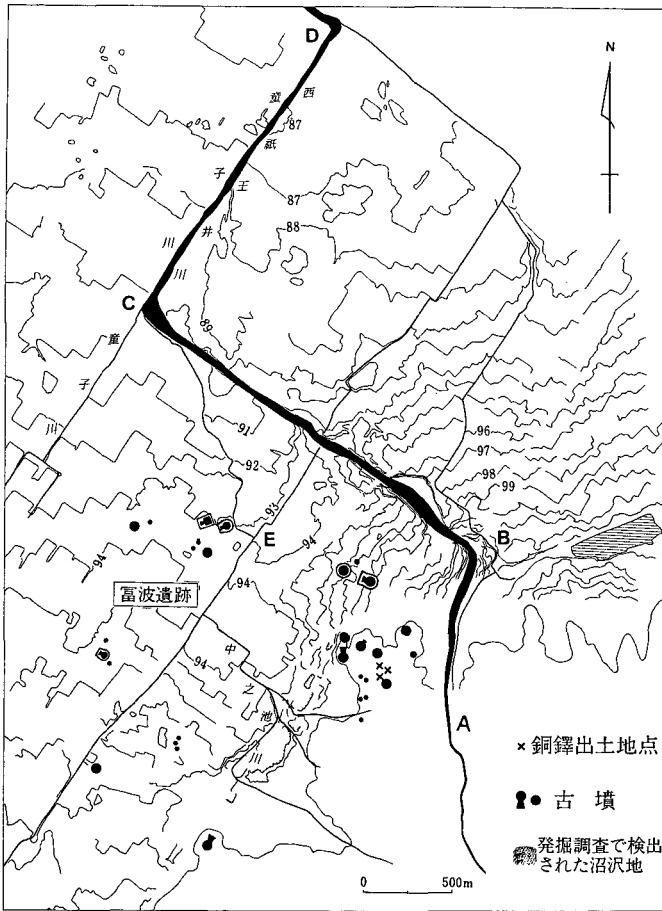


図2 地盤高分布と河川流路 国土基本図(1967年)より作成

北東流して、D点で再度90°屈曲し、琵琶湖へ向かう<sup>11)</sup>。この流路のうち、B-C間は野洲郡主条里の8条と7条の条界線に、C-D間は5里と6里の里界線に一致している<sup>12)</sup>。したがって、天井川化の主要因の一つである流路の固定は、条里型地割の施工期もしくはそれ以降の時代になされたということが可能である。

家棟川のこのような流路は、必従方向とは異なり、きわめて人為的である。図2の地盤高分布に見るように、当流域は北へ最大傾斜を持っており、空中写真からはこの方位に沿って数条の旧河道を読みとることができる。本来、北へ向かって流れていた家棟川を、上記のようなルートに付替えたのは、いかなる理由によるものであろうか。本稿では、家棟川の流路固定の契機について、河道の付替<sup>13)</sup>がいつ頃、どのような目

的で行われたものであるのかを、平野の開発の一環として考察したい。

一般に、河川を制御・固定するのは、流域の土地条件を安定させ、周辺耕地の生産性を高めるためである。耕地の生産性の向上とは、具体的には、利水条件の整備という形を取ってあらわれる<sup>14)</sup>。よって、家棟川の付替を、利水プランの面から分析してみたい。

近江の平野部の水利に関しては、明治～大正段階での灌漑状況を記録した良質な資料が存在している。滋賀県内務部が大正期に編纂した『農業水利及土地調査書』(全5冊)がそれで、水源別の灌漑状況が小字単位で記載されている<sup>15)</sup>。この記事と地籍図・小字一覧図を照合してつなぎ合わせれば、面的なデータに変換することができる。この作業によって、水源別灌漑範囲の復原を行ったものが図1である。

この近代の灌漑状況がどの時代までさかのぼりうるものであるかについては、後ほど検討を加えることと

して、ここでは、家棟川を水源とする水利集団についてのみ注目したい。上流から見ていくと、家棟川から直接引水するのは、まずA点付近で取水する右岸の大溝川、左岸の山上井と呼ばれる水利集団である。これら両者の用水取り入れ口は、屈曲点Bよりも上流に位置している。つまり、これより下流のB点で家棟川の流路を人為的に曲げてB-C-Dに付替えても、両水利集団が利水の点で直接の影響をこうむることは少なかったものと考えられる。

A点を過ぎて後、次のB-C間で取水する水利集団は存在しない。家棟川のB-C間は灌漑には直接利用されていない点は注目される。ところが、次のC-D間においては、堤防下に樋管を通して取水する水利集団が、両岸に存在する。C点で取水する左岸の一ノ坪樋などと、右岸の西

祇王井である。したがって、このような水利状況から考えると、家棟川の河道付替は、B-Cへの付替によって童子川に合流させ、元来は童子川の流量のみに頼っていたC-D間の水量を増加させる意図があったのではないかと想像される。つまり流路の付替は、C-D間で取水する兩岸の水利集団の灌漑域の開発と、密接に関わってプランされたのではないかと考えられるのである。

左岸の一ノ坪樋が灌漑する範囲内には、近世の虫生村が存在する。虫生村とそこに鎮座する虫生神社は、12世紀に初見の「歡喜光院領虫生社」の遺称地である<sup>16)</sup>。一方、右岸側で取水する祇王井の灌漑域には、13世紀に初見の「尊勝寺領江辺荘」の遺称地である江部集落が存在している<sup>17)</sup>。家棟川の現流路への付替が、C-D間の水量アップのために企図されたと仮定するとき、C-D間で取水する二つの用水が、いずれも中世荘園の故地を灌漑することは重要であると思われる。家棟川の付替は、灌漑用水の拡充を意図して行われ、それは中世荘園の開発にともなうものであった可能性が出てくる。次節では、この問題についてさらに詳細に考察したい。

## (2) 河道付替と条里地割の施工年代

家棟川の付替と、それともなって達成される灌漑用水の拡充は、中世荘園の開発に縁由を持つものであろうか。本節では、河道付替の年代について考察する。

家棟川現流路がいつの時代までさかのぼりうるものであるか、まずは文書あるいは絵画史料から裏づけてみたい。現流路を通る家棟川を描いた最も古い絵図は、寛文10年(1670)の年紀を持つ「祇王井水論裁許絵図」<sup>18)</sup>である。そこには、周囲の耕地面よりも河床が上昇し、すでに天井川化が進んだ家棟川が描かれており、表流水のない「砂川」と注記されている。したがって、家棟川の付替は、これよりかなりさかのぼるものと考えられる。一方、応永33年(1426)頃にはすでに成立していたと考えられる検注帳『江辺庄御名々帳』<sup>19)</sup>のなかに、小地名「堤下」が記載されている。この『江辺庄御名々帳』に

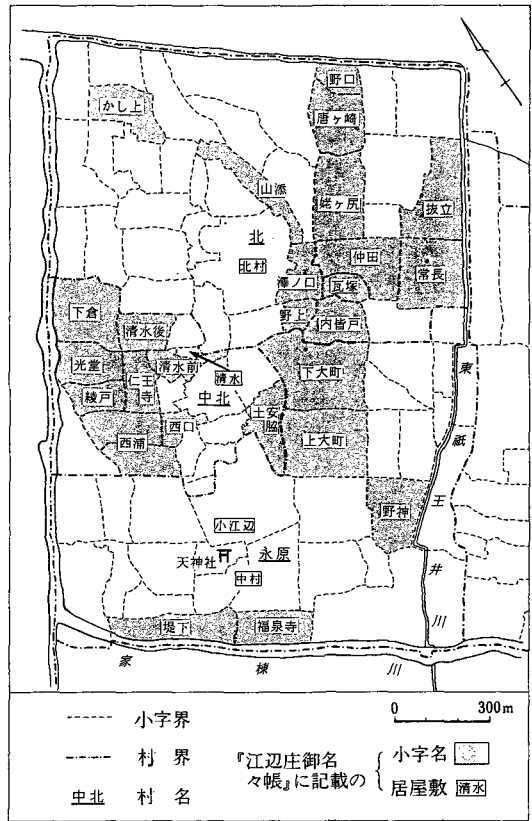


図3 『江辺庄御名々帳』記載の小地名分布域

※注9) 文献626頁の図109を一部改変記載の小地名は、明治期の地籍図<sup>20)</sup>の小字名と共通するものが多くみられる点で注目されるが、「堤下」も地籍図中に存在しており、その位置は、B-C間に沿った地点に相当する(図3)。「堤下」がこれに比定されるならば、15世紀にはB-C間にはすでに堤防が築かれており、流路固定がはかられていたこととなる。家棟川の付替は、15世紀までに完了していたとみてよいであろう。

以上の考察は、家棟川の付替の下限の年代を示すものであるが、それでは、付替の上限はいつ頃であろうか。先述のように、家棟川の流路は野洲郡主条里の里界線に一致し、条里地割の規制を強く受けるものであった。この点で、流路の付替は、条里地割の施工期もしくはそれ以降の時代に行われたということが可能である。

そこで、野洲川右岸域における条里地割の施工年代について考察してみたい。

条里地割の施工は、従来考えられてきたように律令国家体制の下で一挙に遂行されたものではなく、その施工は部分的であり、本格的な浸透はむしろ12世紀頃まで降るものとする見解が、近年相次いで提示されている<sup>21)</sup>。野洲川右岸域においては、ここ数年の数例の発掘調査において、条里地割に相当するとみられる同方位の溝・畦畔が検出されている。その結果を図4に示す。ここでは8世紀にさかのぼる条里坪界溝が一部で発掘されている。図4と図1を重ね合わせると明らかなように、元来の湧水灌漑域とみられる地域には条里地割が卓越しており、8世紀の地割も一部検出されている。湧水利用の可能な地域では、水田開発が容易であり、早期から条里地割の施工が進んでいたものと考えられる。なお、

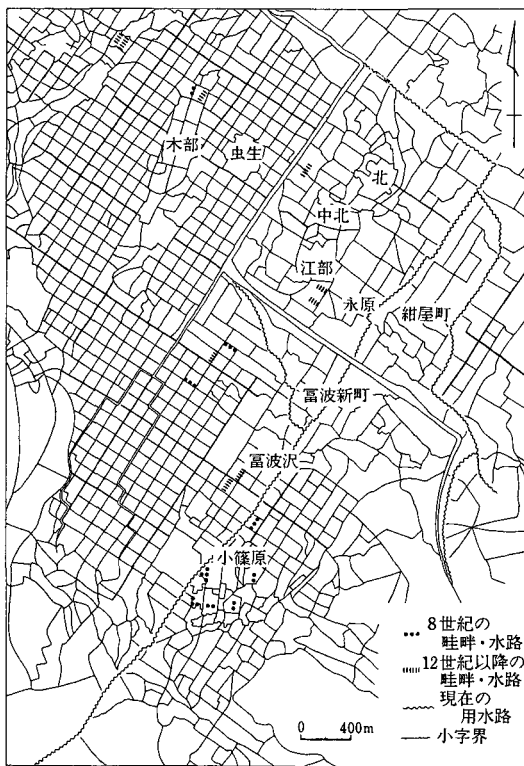


図4 野洲川右岸における条里地割とその発掘例  
※国土基本図(1967年)に、明治期の地籍図の小字界を写して作成

小篠原地区で看取される8世紀の異方位地割は、後述のように野洲郡家の存在に由来するものである。以上のように、湧水灌漑を中心とする地域では、8世紀に条里地割が施工されたと考えられるのであるが、一方、これより北西の、地割が乱れ旧河道が散見される地域では、古い地割は発見されず、12世紀に下る遺構の検出例が多い。律令期の条里地割型開発は、部分的なものであって、郡全域までには十分に浸透していなかった可能性も考えられる。

条里地割の発掘例は遺構数が十分ではないので、その施工年代をより明確に把握するために、条里地割と同方位を示し、その規制を受けていると考えられる掘立柱建物の出現年代についても、併せて検討しておきたい。周辺地域において発掘された掘立柱建物群のうち、年代と主軸方位の判明するものを示したのが図5である<sup>22)</sup>。これによれば、8世紀段階では、小篠原遺跡の一例を除いて、北を指向するもの、あるいは東を指向するもの、とまちまちであるが、12世紀に入ると野洲郡主条里のN33°Eに近い方位を持った建物が多く出現する。建物方位から見ると、条里地割の規制を確実に受けるのは12世紀以後のことであり、条里地割型開発が広く浸透したのは、12世紀頃のことと考えられる。一般に、近江国においては、条里地割と建物方位が一致するのは、9世紀頃<sup>23)</sup>あるいは10世紀以後<sup>24)</sup>という傾向が示されているので、当地域の条里地割型開発は、他地域に比べて若干遅れて整備された可能性が想定される。

野洲川右岸域の条里地割の施工年代は、開発容易な湧水地区では8世紀を起源としながらも、家棟川の旧河道が散見される不安定な土地条件の地区では、12世紀頃を下る可能性がある。家棟川が条里地割の強い規制を受ける現流路に付替えられた年代も、このころまで下る可能性が高い。家棟川の付替は、12世紀を上限として15世紀までの間に行われたものとみられる。

以上のように、文献史料及び考古学的資料の分析からは、河道付替の年代がだまかに把握される。しかし、河道の付替と、それにとまなつ

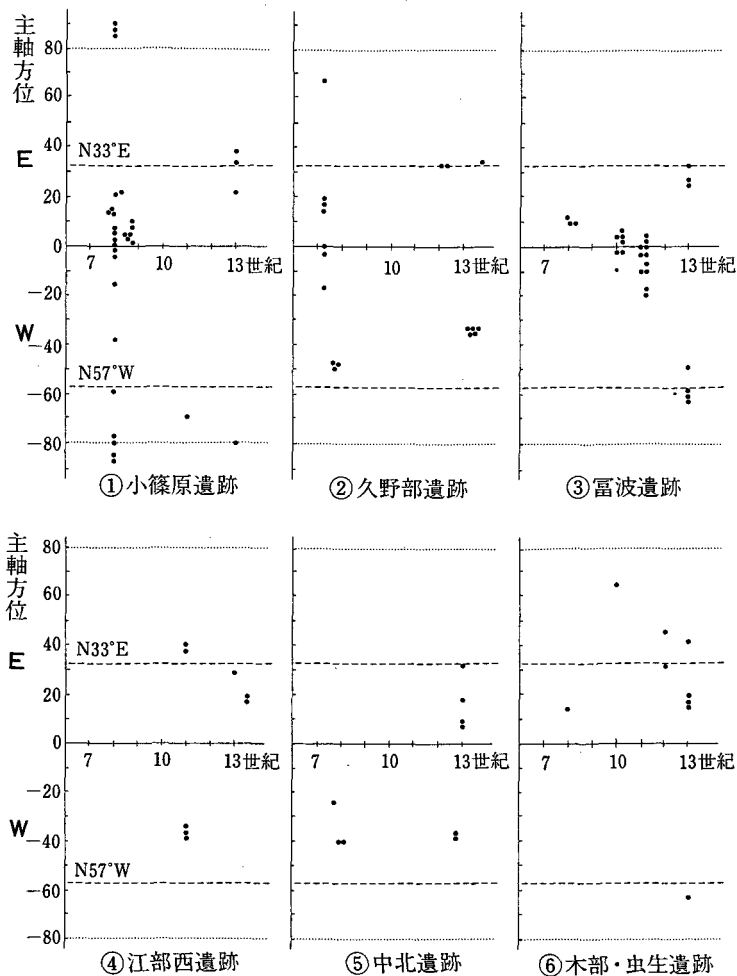


図5 掘立柱建物主軸方位の変遷

※掘立柱建物の主軸方位（棟の走行方向）を、真北を0°として、東に振れるものを+、西に振れるものを-で表す。破線は野洲郡主条里の方位 N33°E (N57°W) を示す。

て達成される灌漑用水の拡充が、果たして中世荘園の開発時にまでさかのぼりうるものであるかについては、さらに検討の余地がある。次節では、主に水利体系の分析から、この点をさらに追求したい。

### (3) 中世荘園と用水

#### ① 祇王井開削と江辺荘

家棟川の付替の理由と年代を、文書史料以外の視点から探ることを試みる。特に家棟川に関

係する灌漑水利体系の分析から考察する。

図1を再度とりあげる。家棟川のC-D間では兩岸の二つの水利集団が取水している。このうち、右岸の西祇王井とは、厳密に見れば別水源の水をいったん家棟川に落とした上で、利用しようとするものである。祇王井の水源は、野洲川の堤防下（F点）に集水渠を掘り、その浸透水を確保して引水している<sup>25)</sup>。用水路である祇王井川は、E点にて東西に分岐し、そのまま北上するものは東祇王井川、西方へ向かうものは西

祇王井川と呼ばれる。この両者によって囲い込まれる長方形内の耕地が、その灌漑域である。祇王井は、地元の伝承では、平安末期、平清盛の寵を受けた江辺出身の祇王・祇女によって開削されたものとされる。しかし、文献に祇王井の名称があらわれる初見は17世紀であり、伝承を文書史料によって直接裏づけることは困難である<sup>26)</sup>。本節では祇王井の灌漑範囲と江辺荘の関係から、その開削の時期について考察する。

先に触れた『江辺庄御名々帳』をもとに、江辺荘の荘域の復原を試みる。名帳には、耕地一筆ごとにその所在地名が記載されているが、この小地名と対応する明治期の小字名を示すと、図3のようになる。これら耕地の分布域に注目したい。その分布範囲は、近世文書に「江辺荘三ヶ村」と呼ばれた北・中北・永原の三村域内におさまる。よってこの長方形の範囲が江辺荘の荘域であったことは確実とみられる。この範囲は、図1に見るように、祇王井の灌漑範囲に合致する。つまり、『江辺庄御名々帳』によって推定される江辺荘の荘域は、祇王井灌漑範囲と一致している。祇王井灌漑範囲＝江辺荘域という図式から、祇王井が江辺荘専用水として機能していたことが推測される。祇王井は野洲川の井口から延々4 kmにわたって人為的に導水されてくるが、その間他の荘園領を乗り越えながらも、そこで用いられることはなく、江辺荘域に到達して初めて灌漑用水となる。このことから、祇王井は、江辺荘域の耕地を灌漑する意図の下に、他の荘園と拮抗しようような高次の権力・荘園領主サイドによって開削されたものと考えられる。荘園領主の意志によって、荘園専用水として開削された水だからこそ、耕地開発が一定レベルまで達した、後の室町期において、荘域の堺相論の際にその灌漑範囲を以て荘界と主張する根拠になっていったともいえる<sup>27)</sup>。

祇王井開削は、荘園領主が新規に独自の水源を確保しようとした動きとみてよいが、その時期は、江辺荘立荘時にさかのぼる可能性がある。祇王井流路と地盤高の関係を図2に示す。E点以降の西祇王井川と東祇王井川の流路は、東祇

王井川がコンターに平行して人為的に直進するのに比べ、西祇王井川は蛇行が著しい。かつて、律令期頃には、分岐点以南には、94mコンターの入り込みにみるように沼沢地が存在しており<sup>28)</sup>、沼沢地へは南の谷より発する中ノ池川がいったん流れ込んでいたものと推測される。西祇王井川は、沼沢地より流出する中ノ池川の旧流路を、沼沢地の干拓・整地化に伴い、用水路として再利用したものと考えられる。一方、東祇王井川は、沼沢地の北側に張り出していた微高地を切って導水されており、沼沢地の排水効果を促進した可能性がある。祇王井とは、下流部の用水であるとともに沼沢地の排水を兼ねて企画されたこと、つまり沼沢地の開発とも連動していた可能性が考えられる<sup>29)</sup>。沼沢地の整地・耕地化は12世紀に本格化したことが判明している<sup>30)</sup>。よって祇王井は、立荘からほど遠くない12世紀頃には、開削されていたものと考えられよう。

E点より西北流する西祇王井川は、C点付近で童子川に流入し、その後C-D間でその右岸西部の耕地を灌漑する。ただし、西祇王井川が灌漑するのは、東祇王井の水が届かないC-D沿いの微高地のみである。換言すれば、祇王井の長方形の灌漑範囲のうち、大部分は東祇王井川の水によっているのであり、西祇王井川としてのC-D間は、あくまで補助的な役割を果たしているにすぎないことになる。

C-D間はむしろ、本来的には左岸側の灌漑用水として機能していたものと考えられる。C-D間の呼称は、右岸と左岸の水利集団において異なっており、右岸側では西祇王井川、左岸では童子川と呼ばれている<sup>31)</sup>。このような呼称の相違は、両岸での元来の水源に対する意識の違いを反映するものと考えられる。このうち、西祇王井川の役割が補助的であり、なおかつ別水源の水をいったん落とした上で引水しているという事実は、C-D間が本来的には童子川であり、左岸側の用水として機能していたことを意味している。

童子川の元来の水源は、南西部の野洲川堤防



付近に湧出する、湧水の余流である。それが現状のように、家棟川がC点で付替えられることによって、童子川の水量は飛躍的に増加し、C点で取水する童子川一之坪樋の灌漑が拡充されることとなる。当初は童子川の流量のみに頼っていた左岸域であったが、12世紀には歓喜光院領虫生社が設定されており、より大量の用水の必要性に迫られていたことが想像される。このとき領主側のとった用水確保の動きが、家棟川の付替だったのではないだろうか。この仮説を検証するために、次節では、童子川一之坪樋の灌漑域と虫生社故地について分析する。

## ② 虫生社の開発と家棟川

図1に示したように、大正期における水源別灌漑状況では、大字虫生付近の灌漑は、童子川によるものと野洲川を水源とする三ツ井樋によるものとに分かれている。しかしながら、三ツ井樋の開削は慶長年間に行われたとの伝承が地元に残されており、野洲川本流の位置の問題ともあわせて考えると、三ツ井樋が中世成立期までさかのぼる可能性は少ない<sup>32)</sup>。三ツ井樋開削以前の灌漑状況を考えるとき、重視されるのは童子川一之坪樋の幹線水路である。一之坪樋幹線水路は、C点で取水した後、八夫集落を通過してきた三ツ井樋水路と合流し、そのまま北上して

虫生神社前で分岐する。この水路が灌漑する領域は、大字虫生に入って以降は三ツ井樋灌漑域に分類されているが、三ツ井樋開削以前にこの水路を通過していたのは一之坪樋の水であり、むしろ童子川一之坪樋が水源としての比重を占めていたものと考えられる。虫生神社こそ歓喜光院領虫生社の核であり、この神社境内をとり囲んで分流する一之坪樋水路は、虫生社領の根本用水としてふさわしい様相を示している。

さらに、歓喜光院領虫生社の設定と条里地割型耕地の開発について触れる必要がある。第4図は明治期の地籍図の小学界から条里地割を復元したものであるが、童子川の左岸には、N33°Eの整然とした野洲郡主条里とともに、N20°Eの異方位地割が一部に存在する。この異方位地割は、発掘調査によって7~8世紀にさかのぼることが確かめられているが<sup>33)</sup>、その一方、隣接して広がる主条里は12世紀頃まで降るものであることが判明している<sup>34)</sup>。歓喜光院領虫生社故地は、主条里上に立地しており、童子川一之坪樋が灌漑するのもその主条里区である。つまり、12世紀頃の中世荘園虫生社の設定は、条里地割の施行を伴うものであり、童子川一之坪樋は条里地割型耕地を開発するための灌漑プランであったといえる。よって童子川一之坪樋の運用・拡充

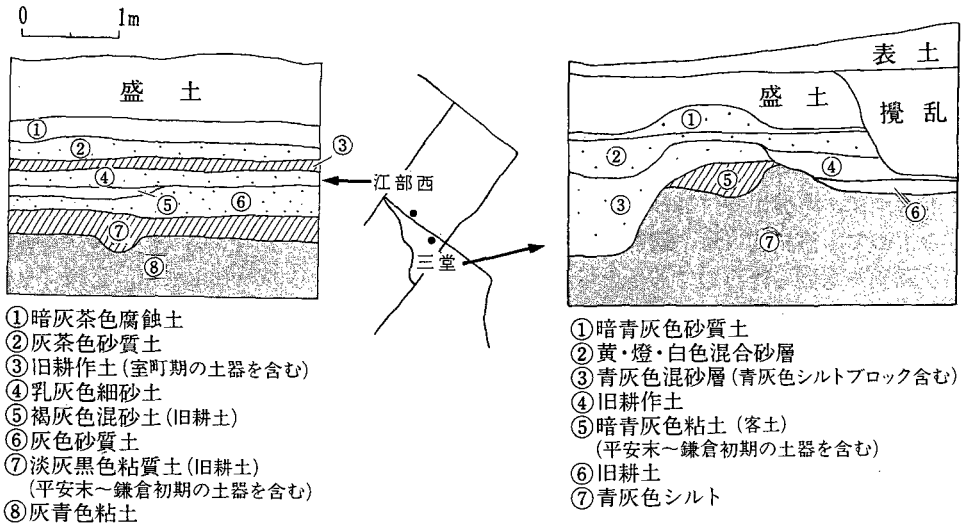


図6 家棟川堤防下土層断面図

※三堂遺跡は畑中英二氏提供の基図を一部改変。三堂遺跡の図中央部の高まりは水田の畦を示す。

を図った家棟川の付替は、虫生社の設定の頃、12世紀前後に行われたものと考えられる。

なお、虫生社は、微地形的には完新世段丘II面上に立地している。高橋学は、完新世段丘II面の形成時期を、古代後半～中世初頭と考え、段丘化に伴い地下水位が低下し、従来の用水システムを改変する必要が生じたことを指摘している<sup>35)</sup>。用水の拡充を意図した家棟川の付替を、12世紀のことと推定する本稿の見解は、この高橋の説とも矛盾しない。原初的な童子川は、湧水余流のみを灌漑水源としていたが、この段丘化によって水位低下が起こった可能性は十分に考えられる。家棟川の付替は、この動向に対応するものであったと考えることも可能であり、それはやはり、中世成立期の大規模開発の動きの一環として理解されよう。

家棟川の河道付替が、12世紀前後に行われたことの傍証として、付替後の河道付近の土地条件の変化をあげる。図6は発掘調査により明らかになった、家棟川B-C間の北側堤防下(江部西遺跡)と南側堤防下(三堂遺跡)の土層断面図である<sup>36)</sup>。両地点とも、平安末期～鎌倉時代を境として、粘土・シルト層から砂層へと地質に大きな変化が見られる。これは、粘土・シルト等の細かいものしか流されてこなかった後背湿地であったところが、多量の砂を流下する河道の近辺へと、立地条件が変化したことを示している。平安末期以降に、いわば河道が近づいてきた可能性を示すものであり、家棟川付替の時期を示す傍証としてあげておきたい。

以上のように、家棟川の付替は、12世紀にさかのぼるもので、直接的には、歓喜光院領虫生社の用水開発を意図したものであった可能性が考えられる。家棟川の付替は、平野の水利開発の一環としてとらえられるべきものであり、中世成立期における開発画期の実相とは、このように、中世荘園の実験的な耕地開発に伴う用水確保の動きを指すものであったと考えられる。

こういった時代を画するような大規模な開発は、前時代のどのような開発段階を前提とした上で行われたものであろうか。次章では、古

代的開発との連続性と非連続性を探り、中世的開発の独自性を取り出すことにしたい。

## II. 古代的开发と中世荘園の成立

### (1) 湧水灌漑とミヤケ

野洲川右岸域において、耕地開発が最も古くから行われていたのは、家棟川より南部の湧水灌漑域であったと考えられる。弥生時代そして古墳時代の拠点的な集落の立地が、いずれも湧水灌漑域に限られているからである。

図7は、建物遺構を検出した発掘調査地点を、遺構の年代ごとにまとめたものである<sup>37)</sup>。図7aに見るように、弥生・古墳時代における拠点的な集落は、いずれも家棟川の南部に集中している。この一帯は、図1に重ね合わせると、ちょうど湧水灌漑域に対応する。拠点集落のいずれもが、湧水灌漑域内に立地するということは、水田経営において湧水利用がもっとも容易であり、その灌漑が弥生時代までさかのぼることを示していよう。

この湧水灌漑域に向かって、東部の山地より、舌状の丘陵が伸びている。その様子は、図2に明らかで、94mコンターに明瞭な張り出しを読みとることができる。山地からこの舌状微高地上にかけては、前方後円墳を含む数多くの古墳が立地している。これは、国指定史跡の大岩山古墳群であり、近江国でも最大級の規模を持つものである。

大岩山古墳群は、3世紀から6世紀に到るまで、一度も断絶することなく古墳が築造され、顕著な首長系譜がたどれる点で、特異な古墳群である。また、背後の東部山地は、全国でも有数の大量の銅鐸24個が埋納されていた地点であり<sup>38)</sup>、弥生時代から連続して、この地域一帯の祭祀権を掌握していた強大な首長の存在をうかがうことができる。『古事記』によれば、野洲川右岸域には、「近淡海安直」「近淡海安国造」の存在が記されており<sup>39)</sup>、これが大岩山古墳群の被葬者にあたるものと考えられている。湧水域に向かう舌状丘陵上の大岩山古墳群が、湧水灌漑域を生

産基盤として成立したことは想像に難くない。安国造は、湧水灌漑域をその勢力基盤としていたものであろう。

さらに、この湧水灌漑域には、ミヤケが設定されていた可能性を想定することができる。湧水灌漑域には、市三宅村（初見は16世紀）が存在し、創祠年代は未詳であるものの屯倉神社が鎮座しており（図1）、ミヤケの故地であった可能性がかねてより指摘されている<sup>40)</sup>。湧水灌漑域を母体としてミヤケが広く設定され、湧水灌漑

域の開発に携わった安国造も、ミヤケの在地管掌者として王権に掌握されていたものと考えられる。

## (2) 律令期の水利開発

律令国家が成立しその体制を整えるにあたって、前代のミヤケは、官田あるいは官衙として整備され、継承されていく。千田によれば、ミヤケが郡家に引き継がれる事例があったという<sup>41)</sup>。野洲郡においても、湧水灌漑域に接して、

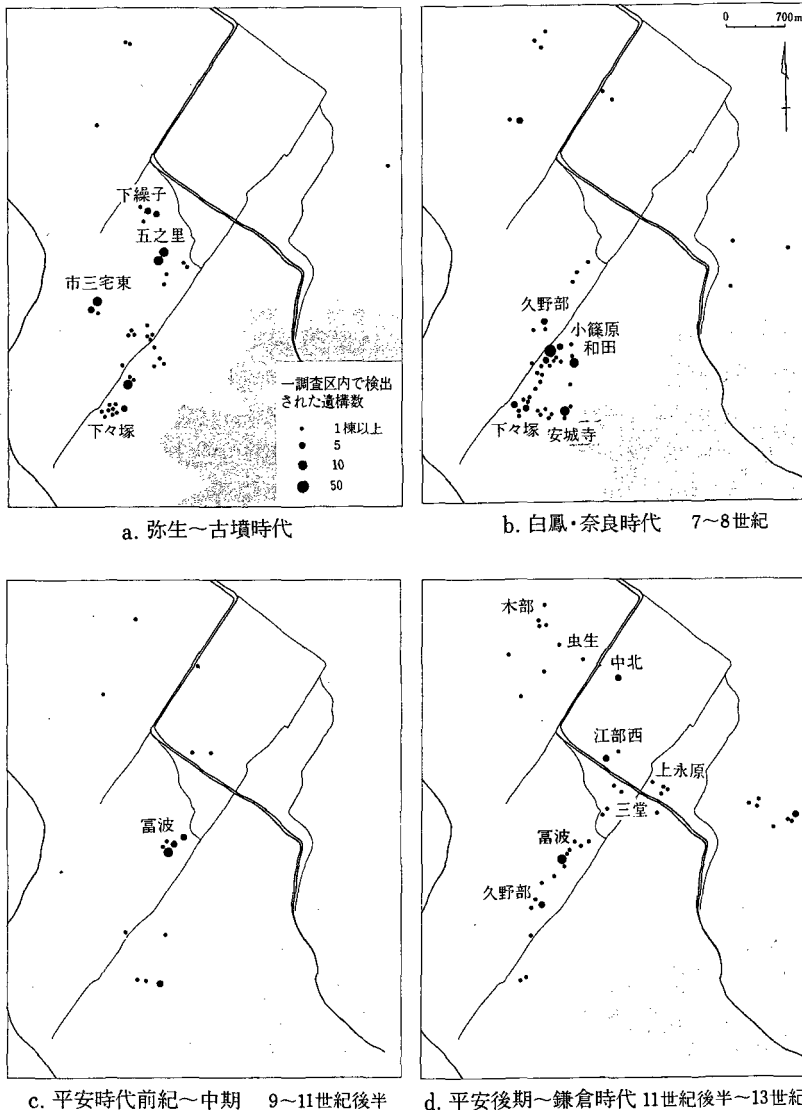


図7 野洲川右岸域における建物遺構検出地点

小篠原地区に野洲郡主条里とは異方位の正方位地割区が存在しており、その起源は8世紀までさかのぼれるが、ここに野洲郡家が想定されている(図4参照)。

図7bは、律令期の建物遺構の検出地点を示したものである。この時代の遺構は、分布の中心を正方位地割区付近に移している。また、正方位地割区内の郡家周辺の官衙的建物群に加えて、その外側にあたる南部域にも、一般集落と見られる安城寺遺跡が出現している。これらはいずれも、先行するような拠点集落を付近に持たず、この時期に突如として現われる。よって、その成立の契機には、多分に人為的な要因が想定される<sup>42)</sup>。それは、郡司の手になる郡家付近一帯の水利開発ではなかったかと考える。正方位地割区とその周辺の遺構分布域は、野洲川に取水する米井の灌漑範囲に含まれている(図1)。律令的な諸施設の設置に伴い、周囲の開発整備も国家主導で進められたことが想像されるが、米井の開削もそれに前後して行われたと想像する。米井開削前の段階では、安城寺遺跡一帯は、周囲の湧水によって小規模な灌漑が行われていたものと推測されるが、新たに米井が開削・接続されることによって、前代からの湧水灌漑域に加え、さらに開発域が広がる。こういった律令期の開発に伴って、新たな集落の成立が広範に認められるようになったものと考えられる。

### (3) 中世成立期の開発と集落

その後、平安時代も中期に入ると、集落の数はいったん減少する傾向がみられる。図7cにその様相が示されている。律令的な官衙遺構は、ほとんどが廃絶し、この時期に新たに成立する集落の数もきわめて少ない。唯一の例外は、湧水灌漑域の末端部に位置する富波遺跡である。富波遺跡は11世紀前半から、この後、次代の12世紀にかけて、急速に発展していく(図7d)。富波遺跡が立地する一帯は、先のI章でも触れたように、かつて沼沢地が広がっていた地域である。12世紀には沼沢地の整地が本格化しており、その開発に伴って集落が新たに形成されて

いった様相を、発掘調査から知ることができる。律令期には開発の末端部であったこのような地域に、徐々に開発の手が伸びていったことがうかがわれる。富波は、石山寺領富波荘の遺称地である。古代的な開発が届かなかった末端地域に、次代になって中世荘園が現れることを指摘できる。

前章で考察した、尊勝寺領江辺荘についても、同様の傾向が認められる。図4にあげたように、家棟川が形成する小扇状地から、北の江辺荘域にかけては、周囲の整然とした条里地割に比べ、地割の乱れが目立ち、旧河道が看取される。家棟川が流路固定されて以後も、時には洪水で地割が乱されるような不安定な微地形条件にあることが想定される。これもやはり、前代までの開発が届きにくかった不安定な土地に、中世成立期に荘園が設定されたものと考えられる。江辺荘域で発掘された条里遺構が、いずれも12世紀まで降ることも、その傍証となる。

この動向は、集落遺跡の展開からも裏づけられる。図7dにみるように、平安後期に入ると、以前には散在的な遺構がみられるにすぎなかった江辺荘域や虫生社の一帯、家棟川扇状地にまで、急速に集落の分布が広がっていく。前代までの末端地域に、数多くの集落の成立を認めることができる。このような集落分布域の広範な拡大と、集落数の急増の時期は、11世紀後半～12世紀頃で、領域型荘園の成立期に相当している<sup>43)</sup>。前代の開発の末端地域への荘園の設定、そして領主による大規模な水利開発とそれに伴う集落の広範な成立、こういった在りでの動向こそが、中世成立期における開発画期の実態を示しているといえよう。

注目すべきことは、この時代以降、家棟川扇状地へ開発の手が伸びていくことである。図2によれば、家棟川が形成する小扇状地が94mコンター付近まで認められる。この扇状地南部は、後述するように石山寺領富波荘に含まれていた可能性が高い。この付近では、12・13世紀になって初めて建物遺構が現れ、扇状地の開発が鎌倉期に本格化したことを示している。この扇状地

の灌漑は、家棟川を用水源としており、家棟川の流路固定や、家棟川を水源とする下流の水利集団との関わりが深い。家棟川扇状地の開発は、鎌倉期以降の水利開発とその主体について考える上で、重要な視角を提示する。よって、次章では、この扇状地の開発を事例として、中世荘園成立後の水利開発について、特に日本史上のもう一つの開発画期とされる南北朝期の開発を視野に入れて考察する。

### Ⅲ. 荘園制変容期における水利開発と村落

#### (1) 家棟川扇状地の開発と富波荘

本章では、中世荘園の展開期～変容期に相当する、鎌倉時代～室町時代の水利開発と主体について、家棟川扇状地を事例にして考察する。

石山寺領富波荘の荘域について、その範囲を正確に伝える史料は残されていない。ただ、富波澤町に鎮座する生和神社の氏子が、富波澤町、富波新町、五ノ里の三ヶ村であることから、この一帯に富波荘の荘域を想定する説<sup>44)</sup>が有力である(図1)。家棟川扇状地南部は、近世の藩政村でいえば富波新町村の村域に含まれており、富波荘の荘域であった可能性がある。富波荘の開発は、沼沢地を整地するだけのものではなく、家棟川扇状地の開発を含むものであったと考えられる。富波荘の中心であったとみられる富波遺跡一帯において出土する土器は、11世紀のものは少数で、12～13世紀のものが圧倒的に多いという<sup>45)</sup>。一方、家棟川扇状地南部では、古代の遺構はなく、12～13世紀になって初めて建物遺構が現れる。このことは、富波荘の開発時期について、後背湿地的な沼沢地の整地が平安末期に進行した後、鎌倉期以降はその北側に形成された扇状地の開発が本格化していったことを示すものと考えられる。

図1によれば、家棟川扇状地南部の灌漑は、家棟川の水をA点で引き、水源としている。鎌倉期以降にこのような水利システムが形成されたと考えれば、これに先行して、家棟川を下流で取水していた歎喜光院領虫生社との間に、用水調整の必要があったはずである。この点に関

し、時代は下るが14世紀の史料に、虫生社が石山寺領として現れること<sup>45)</sup>を勘案すると、家棟川を涵養源とする富波荘・虫生社がいずれも領家を同じくしていたことが考えられ、このことは、用水を確保した開発主体に関しての手がかりを示すものと思われる。

家棟川扇状地の形成に関し、図2を再度取り上げる。この図のコンターをみると、扇状地の形成が、南部と北部とで異なっている様相が明らかである。南部に比べ、北部での扇状地の発達が著しい。これは、家棟川の現流路への固定の後、南岸側へは土砂が供給されることが少なかったのに対し、必従方向である北岸側へは溢流が繰り返され、土砂の供給による扇状地の成長が続いたことを示している。よって、北部は南部に比べて開発が遅れたであろうことが推測される。北岸側の本格的な開発は、鎌倉末期まで待たねばならなかったようである。次節では、家棟川扇状地北部の水利開発とその時代について考察する。

#### (2) 在地領主の用水開発と集村化

家棟川扇状地北部の灌漑は、南部と同様に、家棟川を水源とする大溝川によっている(図1)。この大溝川による灌漑システムについて分析してみたい。

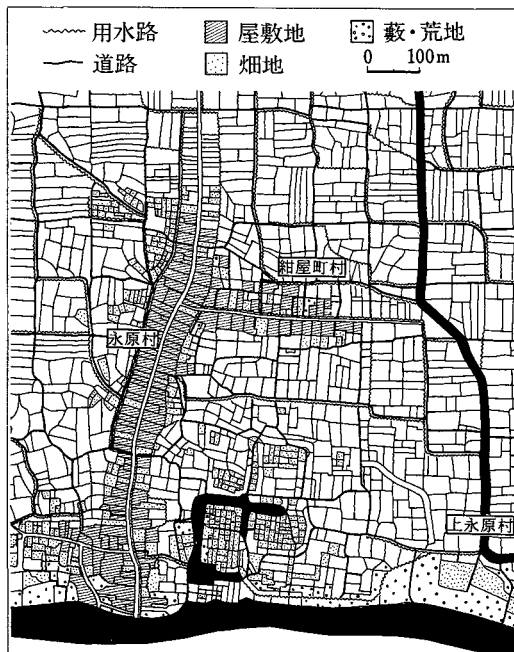
『農業水利及土地調査書』によれば、大溝川はA点で家棟川より埋樋で取水する用水路と記述されている。しかし、現状では大溝川はその流路のほとんどが天井川となっている。家棟川の浸透水を取水源とする用水路にもかかわらず、天井川化しているのはなぜであろうか。

大溝川の水源に関し、上流をみていくと(図1)、家棟川より取水するだけでなく、背後山地の谷筋からも水が流れ込んでいることがわかる。この谷川が土砂を運搬してきたものと考えられる。A点で家棟川より取水された水は、B点付近で谷川に直角に流入する。このことから、本来の大溝川は、谷水だけを水源とするものであり、後になって、家棟川の水を接続したものと考えることができる。家棟川扇状地北部の水利

開発は、この大溝川の整備にともなって進展したことが推測される。大溝川に家棟川の水が接続されたのはいつのことであろうか。

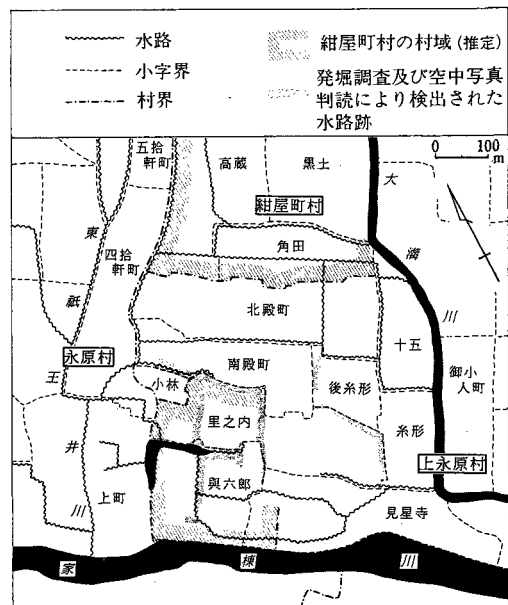
この問題に関し、重要な手がかりとなるのは、近接する居館遺構・上永原城の堀水である。図8に明らかなように、上永原城の堀水は、大溝川より引水しており、大溝川の整備と居館の堀の水量確保には、深いつながりがあることがうかがわれる。周辺耕地の大部分を灌漑する重要な用水を、居館内に引きうるということは、居館の主がこの用水を完全に掌握していたことを示している。居館の主が用水を掌握しえた根拠は、堀水の水源と灌漑用水の水源との同一企画性を重視するならば、大溝川への家棟川の接続が、居館造営者自身の手になるものであったことによると考えられる。居館の主が大溝川を整備し、扇状地の水利開発を主導していたものと推測される<sup>47)</sup>。

上永原城の本丸部分は、14世紀にさかのぼることが発掘調査により明らかとなっている<sup>48)</sup>。ただ、現地表面上に残る上永原城の遺構は、戦国時代に大規模な改変を受けており、また、図8にみえる街村も、発掘調査によって同じく16世紀頃に形成されたものであることが判明している<sup>49)</sup>。居館の主による家棟川扇状地開発の様相を明らかにするためには、当初の居館と集落について、旧態を復元する必要がある。中世の居館および集落の位置を示すような文書史料は残存していないため、本稿では地籍図、空中写真をもとに復元作業を試みた。結論からいえば、16世紀に戦国期城郭・城下として改変される以前、当初の上永原城と周辺集落は、居館を核とする集村の様相を呈していたものと考えられる。図8にみるように、現状では東西方向の街村となっている紺屋町村は、小字「與六郎」「里之内」付近に飛地を持っている<sup>50)</sup>。「與六郎」は上永原城



a. 明治6年地籍図

※「明治6年永原村地券取調総絵図」と「明治6年上永原村紺屋町村合併地券取調総絵図」を野洲町発行三千分の一地形図（昭和35年測図）上に写したものを



b. 小字界と水路

※1/2500国土基本図(1967)をベースとして、1965年撮影1/10000空中写真より作成

図8 上永原城周辺の地割と水路

の本丸と二の丸部分に相当する。一方、空中写真からは、「里之内」の小字界に沿うように水路跡が看取される。「里之内」は、紺屋町村の旧集落域であったことが考えられ、その周囲を堀がめぐっていたこと、つまり居館に接して環濠を持つ集村が形成されていたことが推定される。

中世前期には、坪ごとに屋敷地が分布する散村的状況が一般的であったのに対し、一カ所に屋敷地を集中させる集村化が、畿内においては14世紀前後に進行したことは、近年の発掘調査から動かしがたい見解となっている<sup>51)</sup>。近江での発掘調査では、特に湖東平野で相次ぐ中世村落の発掘例から、13世紀末から14世紀にかけて集村化が進行し、現在の集落に重複していることが明らかになっている<sup>52)</sup>。集村化の開発史的意義については、水野が明確に述べているように、集落域と耕作域を分離することによって、耕地の再編・生産の高度化をはかるものであったと考えられる<sup>53)</sup>。この質的変革により、中世後期は中世前期と並ぶ成長の時代となったのである。このような村落再編の動きは、自立してきた小農民層の共同体的結合、つまり惣村の規制力によって達成されたとする見解が一般的である<sup>54)</sup>。よって集村=惣村とのイメージが強く定着している。しかし一方では、近年の発掘調査で、南北朝期に集村化と軌を一にして出現する居館の事例もみつかっている<sup>55)</sup>。村落構成員のいわばヨコ型連合である惣村と、ヒエラルヒッシュな領主居館という相矛盾する存在が、いずれも集村化という同一の現象に関わっていることについては、十分な検討はなされていない。上永原城と集村紺屋町村の事例は、この関係に相当するものである。

こういった居館と集村の関係から想起されるのは、15世紀の居館と環濠集落の関係について述べた村田修三の見解である<sup>56)</sup>。村田は、環濠集落には三つのタイプがあるとし、①単郭で、鎮守などを核とするものを惣村型、②環濠内に居館の内郭が存在しているものを土豪型、③環濠内の居館の内郭が複郭のものを国人型と呼んで、その形成過程の違いを示唆している。近年の発

掘調査の進展により、環濠形成が14世紀にさかのぼる事例も出てきているが、この村田の見解を、14世紀の集村化の段階について援用することは不可能だろうか。居館を核とする集村化を想定し、集村形成の原動力が、惣村だけに限らず、在地領主の主導による場合もあった可能性を考えたい。その際、在地領主の主導権の根拠となったのは、先に見たような灌漑用水の掌握であったと推測される。従来、中世後期の開発画期を考える際には、惣村の成立に目を奪われがちであったが、しかし、在地領主による用水開削と耕地の再編も、中世後期の開発において同様に重要なウエイトを占めていた可能性を提起したい。

領主による用水の開発・管理は、中世前期にも存在し、それが領主権の中核的権力を構成するものであったことは、かねてから指摘されている通りである<sup>57)</sup>。ただ、ここで留意しておきたいのは、中世後期、特に南北朝期における用水開発が、もはや荘園領主の手を離れ、国人クラスの領主層によって行われたとみられる点である。上永原城は、近江国守護六角氏の被官永原氏の居城とされているが<sup>58)</sup>、永原氏の近江来住・国人化は15世紀以降のことであり<sup>59)</sup>、上永原城本丸の年代14世紀とは符合しない。上永原城の当初の城主は、富波荘に本拠を置いたと記録されている、六角氏支族の山内氏であった可能性がある<sup>60)</sup>。山内氏は観応2年(1351)以降、石山寺領富波荘および石山寺領虫生荘へ何度も半済をかけ、濫妨を繰り返していたことが記録に残っている<sup>61)</sup>。14世紀とは、このように国人領主層が荘園侵略を重ねながら、所領支配を強めていた時代であった<sup>62)</sup>。換言すれば、この時期、室町幕府の半済令を根拠として、所領の一円化が形成されつつあった結果<sup>63)</sup>、個々の荘園を越えた河川上流下流の広域の調停者・水利開発の主導者として、国人領主層が機能することになったともいえる。下流との用水調整を必要とする家棟川扇状地北部の水利開発は、このような階層の権力の発動によって可能となるものであった。鎌倉時代以降の地頭クラスの在地領主は、室町幕

府による所領給付を根拠として自ら水利開発を行い、荘園制を解体させる原動力＝国人領主となっていたのである。

## おわりに

本稿では、中世における二つの開発画期について、平野の水利開発の視点から、その実態を明らかにすることを試みた。特に、水利の問題を、灌漑範囲つまり空間としてとらえる視角を導入し、平野の水利開発の進展過程を面的にとらえ、そこでみられる開発画期の歴史的な意義を、中世荘園の成立と解体に関わって意味づけた。

大河川下流平野では、11世紀末～12世紀頃に、それまでの古代的開発の届きにくかった不安定な土地条件の末端地域に、領域型荘園が設定された。荘域の耕地化に際して、荘園領主が新規に独自の水源を確保する動きを見せていた。野洲川右岸平野における家棟川の河道付替や祇王井の開削は、この動きに対応するものであり、こういった水利開発が、中世成立期における開発画期の実態であったと考えられる。また、当地域の野洲郡主条里地割の施工については、この時期に完成したものも多く、中世荘園の設定と開発に深い関わりを持っていることが想定される。

鎌倉時代以降、特に南北朝期において、国人クラスの在地領主による用水開発と、在地領主主導型の集村化の事例がみられた。この時期に、惣村のみならず、在地領主の主導による村落再編の動きがあったことがうかがわれる。こういった居住域と耕地域の分離・生産の集約化が、中世後期の開発画期の実相と考えられる。これらの在地領主層は、個々の荘園を越えた一円的所領を形成して国人領主となり、やがて荘園制を解体する主体となっていくのである。なお、在地領主主導型の集村化事例においては、居館に接して環濠をめぐらせた集村形態が見られた。これは、水系による都市囲郭を備えた次代の城下町の祖形とも言うべき景観を呈している点で、注目される。城郭と村落、そして都市の問題を

考えていく上で重要な示唆を与える事例と思われる<sup>64)</sup>。

現在では大規模な天井川となっている家棟川であるが、その河道付替の契機は、平野の水利開発の一環として理解されるものであった。その後、築堤による流路固定が強固になるにつれて、河床が上昇し、天井川が形成されていったものと考えられる。従来、湖南平野の天井川の形成の時期は、近世末期と考えられてきたが、近年、野洲川北流の天井川化が14世紀末にさかのぼるものであることが発掘調査により明らかになっている<sup>65)</sup>。家棟川も、室町期に洪水が頻発したことが発掘調査により判明している。天井川化の直接の契機となる築堤による流路固定、それに伴う堤防内の土砂堆積は、室町期の在地領主の支配と関係づけることが可能かもしれない。

本稿では、微地形とそれに規定される水利形態の復元という地理学のアプローチから、文書の残存しない地域についても、中世荘園の設定・開発の拡大過程を考察した。荘園の景観研究とは、一時点における荘園の構成要素の指定にとどまるものでなく、地表空間としての荘園を形成していく原動力を明らかにするものでなければならぬ。したがって今後、開発の主体、その階層をより明らかにしていくとともに、領域型荘園の荘域が形成されていく要因についても、検討を重ねていきたい。

(奈良女子大学文学部)

## 〔注〕

- 1) 主要なものとして、戸田芳実(1967)：『日本領主制成立史の研究』岩波書店、406頁。稲垣泰彦(1981)：『日本中世社会史論』東大出版会、433頁。黒田日出男(1984)：『日本中世開発史の研究』校倉書店、482頁。
- 2) 永原慶二(1968)：『日本の中世社会』岩波書店、343頁。
- 3) 水野章二(1994)：中世の開発と村落、歴史学研究、65,2～15頁。海老澤衷(1993)：中世村落の復原(『岩波講座日本通史第7巻 中世1』岩波書



- 店), 185~220頁。小林基伸(1993):平野部の水利と荘園(国立歴史民俗博物館『荘園絵図とその世界』), 113~127頁など。
- 4) その手法は, 服部英雄(1989):調査研究の方法(網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史1 荘園入門』吉川弘文館), 187~253頁に, 「景観の適及的復原法」として詳述されている。
- 5) 水野章二(1991):荘園調査と中世史研究, 歴史評論, 500, 241~257頁に, これまでの調査例がまとめられているが, 平野部荘園を対象とした大規模調査で報告書が刊行されているのは, 管見の限りでは播磨国鶴荘のみである。
- 6) この点に関連し, 大山喬平(1993):荘園制(『岩波講座日本通史第7巻 中世1』岩波書店), 179頁において, 中世村落と荘園は異なる次元のユニットであり, 荘園の意味を捨象した中世村落の究明は抽象論議の域を越えないものだと指摘がなされている。
- 7) 代表的なものとして, 伊達宗泰(1991):『日本古代文化圏の形成と伝播』学生社, 312頁がある。
- 8) この視角に関しては, 拙稿(1995):古墳時代における政治領域の空間構造, 人文地理, 47-2, 19~42頁において若干触れている。
- 9) 上記の荘園に関し詳述したのものには, 野洲町役場(1987):『野洲町史』, 615~641頁があるにすぎない。
- 10) 谷岡武雄(1964):『平野の開発』古今書院, 23頁。
- 11) 家棟川は昭和17年に改修工事が始まり, 現在では廃川となっている。本稿では改修前の家棟川の状況を扱うので, 以下現在という場合はこの戦前の段階を指すものとする。
- 12) 野洲郡主条里の復原及び呼称は, 服部昌之(1983):『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂, 116~127頁による。
- 13) 家棟川の天井川化について, 本稿では, 河道付替と, 河床上昇の時期を切り離して考えている。河床上昇の要因には, 築堤による流路固定が不可欠である。河道付け替えそのものと, 強固な堤防築造の段階とは, 別のプロセスであると理解する。
- 14) 小出博(1970):『日本の河川』東京大学出版会, 248頁によれば, 日本の河川の社会史からみると, 利水よりも治水が先行することはなかったという。
- 15) 筆者は滋賀県立図書館所蔵本を閲覧した。この文書の史料価値については, 野間晴雄(1989):近江盆地における伝統的農業水利体系と村落結合—『農業ノ水利及土地調査書』の分析(2)—(『歴史地理学紀要31 盆地の歴史地理』古今書院), 83~130頁に詳しい。
- 16) 『吉記』承安3(1173)年6月条。なお, 安元2(1176)年2月の『八条院領目録(山科家古文書)』にもみえ, 美福門院が御願寺の歓喜光院に施入したのち, その死後娘の八条院に伝領されている。
- 17) 『民経記』寛喜3(1231)年9月3日条。
- 18) 義王村北区有文書。
- 19) 木村盛美家文書。検注帳には年紀がないが, 一緒に綴じられている応永33年の内検帳と同一の人名が多数記載されていることから, このころの成立と想定されている。その考証は, 前掲注9)に詳しい。
- 20) 野洲町役場所蔵で, 名称は「明治六年地券取調総絵図」となっている。
- 21) 広瀬和雄(1986):中世への胎動, (『岩波講座日本考古学6』岩波書店), 295~356頁。金田章裕(1993):『古代日本の景観』吉川弘文館, 311頁。
- 22) これまでに刊行された滋賀県及び野洲町教育委員会の発掘調査報告書, さらに現地説明会資料よりデータを抽出した。作成に際しては, 安土城考古博物館学芸員の神保忠広氏より, データの提供をはじめとして様々なご教示をいただいた。
- 23) 神保忠宏(1994):古代近江国における建物方位の分布と変遷(人文地理学会歴史地理部会発表要旨及び配布資料)で示されている見解である。
- 24) 岡本武憲(1991):近江における中世集落の成立と展開(堅田修編『日本史における社会と宗教』文栄堂書店), 202頁。
- 25) 前掲, 滋賀県内務部(1923):『農業水利及土地調査書』第三輯の記載による。
- 26) 北区有文書, 元和4(1618)年2月23日付北見五郎左衛門書状が祇王井の初見である。
- 27) 荘域=灌漑域の対応関係については, 播磨国鶴荘においてもこの関係がみられることが, 小林基

- 伸(1995):水利と荘園(国立歴史民俗博物館『描かれた荘園の世界』新人物往来社)80~99頁によって指摘されており、各地の平野部荘園において認められる現象の可能性がある。この解釈をめぐる、小林は、荘域が灌漑域に規定されて成立したとの見解を示している。ただし、荘域=灌漑域が成り立っている場合においても、荘域決定と用水開削のどちらが先行するののかについては、さらに検討の余地があるように思われる。用水開削が立荘時にまでさかのぼり得るほど古い起源を持つものであるかどうか、本稿では以下に考古学的知見を援用して、その年代を考え、この仮説を検証した。
- 28) 滋賀県教育委員会・県文化財保護協会(1977)『久野部遺跡発掘調査報告書』をはじめとして、数次にわたる発掘調査において、一帯に広く7~8世紀頃の沼沢地の跡が検出されている。
- 29) 祇王井川と接する用水米井、山上井の水路は、いずれも祇王井川を樋で乗り越えているが、旧沼沢地の一帯だけは、水路は祇王井川へ流れ込んでいる。このような水路の排水構造もその傍証となろう。
- 30) 前掲注28)によれば、沼沢地の土層に12世紀前後とみられる整地層が広く認められ、建物遺構とともに条里地割と同方位の溝・畦畔が検出されている。
- 31) 前掲、滋賀県内務部(1923):『農業水利及土地調査書』第三輯の記載による。
- 32) 現在の野洲川は北流と南流に分かれており、三ツ井樋は北流より取水している。しかし近年、北流が15世紀の築堤によりつくられた人工水路であったことが判明している(堤遺跡第一次発掘調査現地説明会資料,1993)。古代の野洲川本流は、南流よりもさらに南、現在の境川に相当する。この旧河道は野洲郡・栗太郡の郡界線となっており、長い期間有力な流路が存在したことが想定される。
- 33) 中主町教育委員会(1993):『県道野洲中主線関連遺跡発掘調査報告書』による。
- 34) 前掲注33)。
- 35) 高橋学(1996):古代荘園図と自然環境(金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編『日本古代荘園図』東京大学出版会),115~128頁。
- 36) 三堂遺跡の土層断面図は、発掘を担当された滋賀県教育委員会の畑中英二氏からご提供いただいた。図の中央部の高まりは、当時の水田の畦である。なお、江部西遺跡の土層断面図は、『野洲町遺跡群発掘調査概要』町教委1983,72~75頁をもとに作成した。
- 37) 滋賀県教育委員会及び野洲町・中主町刊行の発掘調査報告書、現地説明会資料より、遺構の数と年代の判明するものを抽出した(竪穴式住居と掘立柱建物の両者を含む)。
- 38) 水野正好(1992):弥生文化と小篠原銅鐸群(水野正好編『古代を考える 近江』吉川弘文館),32~55頁。
- 39) 『古事記』開化天皇段「近淡海安直」、同景行天皇段「近淡海安国造」がみえる。
- 40) 高橋誠一・小林健太郎・宮畑巳年生(1987):古代栗太・野洲郡の開発と条里(『条里縁辺地域における水利・土地利用システムの歴史地理学的研究』科学研究費研究成果報告書),1~12頁。
- 41) 千田稔(1991):『古代日本の歴史地理学的研究』岩波書店,82~121頁。
- 42) 森隆(1994):郡衙遺跡に関する一考察(文化財論集刊行会『文化財論集』),345~354頁。なお、この異方位地割区をめぐる水利システムの詳細については、拙稿「日本古代の水利開発の展開過程」(科学研究費研究成果報告書『大縮尺空中写真の判読による地理的景観の復元』代表・武久義彦,小方登,1996),26~31頁を参照のこと。
- 43) 小山靖憲(1987):『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会,26~52頁。
- 44) 古川与志継(1975):冨波遺跡について(県教委『滋賀県文化財調査年報昭和48年度』),148~154頁。
- 45) 冨波周辺の発掘を担当された滋賀県教育委員会の畑中英二氏のご教示による。
- 46) 徳治元(1306)年6月12日の『昭慶門院領目録』によれば、虫生社は、もと美福門院領として、領家石山寺、三条局知行とある。
- 47) 現在、中世居館の堀そのものの灌漑機能の有無をめぐる論争が展開中であるが、筆者は、堀の水量を維持するために水をどこから引いているのか、堀水の水源と周囲の灌漑用水の水源とが一致している場合を重視し、検討すべきでないかと考える。

- 48) 上永原城の本丸の発掘調査報告書は未刊行であるが、野洲町立歴史民俗博物館長の古川与志継氏より、遺構からは14世紀の遺物が多数出土とのご教示を得た。なお、二ノ丸部分の堀は、これより遅れて15世紀後半のものであることも判明している（前掲注36）、14～21頁。
- 49) 前掲注36）、1～2頁。
- 50) 紺屋町村は、明治五年に上永原村と合併して「上屋村」となった。地籍図は明治六年の作成であり、合併前の両村の境界線は描かれていない。旧来の紺屋町村の村界を正確に記す資料は残されていないが、隣接する三ヶ村の地籍図に一部記載があり、飛び地状の村域の存在が判明している。
- 51) 広瀬和雄(1988)：中世村落の形成と展開，物質文化，50，7～27頁。佐久間貴士(1994)：発掘された中世の村と町（『岩波講座日本通史第9巻 中世3』岩波書店），175～206頁など。
- 52) 前掲注24）。進藤武(1992)：中世村落の構成と変容，滋賀考古，8，1～19頁。
- 53) 水野章二注3）文献。
- 54) 例えば、井上光貞、永原慶二ほか編(1996)：『日本歴史体系普及版 南北朝内乱と室町幕府（下）』山川出版社，4～6頁の記述など。
- 55) 葛野泰樹(1990)：近江の中世村落について，日本歴史，509，97～108頁。進藤武注52）文献。
- 56) 村田修三(1980)：城跡調査と戦国史研究，日本史研究，211，82～106頁。
- 57) 宝月圭吾(1943)：『中世灌漑史の研究』畝傍書房，262～327頁。福留照尚(1964)：用水（豊田武編『体系日本史叢書10 産業史1』山川出版社）など。
- 58) 県教委・滋賀総合研究所(1985)：『滋賀県中世城郭分布調査』，3，16頁。竹岡林・近藤滋・河原純之編(1980)：『日本城郭大系』11巻，新人物往来社，270頁。
- 59) 前掲注9）701～730頁。
- 60) 山内氏は、六角氏頼の弟信詮を祖とする。『蔭涼軒日記』延徳3(1491)年11月条によると、雷波の山内館が焼き討ちされたとあり、山内氏の家臣中に鳥羽近江守の名がみえる。
- 61) 前田家文書「足利尊氏御教書」「足利義詮御教書」「室町幕府御教書」。
- 62) 武士による荘園侵略は、かつては守護によるものとされてきたが、実際は国人層の在地領主の介在によるものであったことが明らかにされつつある。黒川直則(1961)：守護領国制と荘園体制，日本史研究，57，1～19頁。
- 63) 黒川直則(1963)：中世後期の領主制について，日本史研究，68，53～63頁。
- 64) この問題に関しては、別稿を予定している。
- 65) 高橋学(1994)：琵琶湖沿岸平野の地形環境分析，琵琶湖博物館開設準備室研究調査報告，2，84頁。

#### 〔付記〕

本稿を作成するに当たり、有益なご助言をいただいた奈良女子大学の先生方、また貴重な資料をご提供いただいた神保忠宏氏、畑中英二氏、古川与志継氏をはじめとする関係各位に厚く御礼申し上げます。本研究の一部には、平成8年度文部省科学研究費補助金（奨励研究A，課題番号08780124）を使用した。本稿の内容の一部は、1994年9月17日の近江地方史研究会例会と1996年5月25日の歴史地理学会大会で口頭発表した。なお、1996年6月29日の人文地理学会歴史地理部会において、水野章二氏の江辺荘に関する口頭発表を聴く機会をえた。氏は近江国の尊勝寺領と近江国司の分析などから、祇王井の開削を平安末期と結論づけられ、本稿の内容とも深く関わる見解を示されている。

Reclamation and Irrigation Systems on the Alluvial Plain in Medieval Japan:  
A Case Study of the Yasu River Basin

Shizuyo SANO

The purpose of this paper is to analyse two epochs of reclamation in medieval Japan, focusing on the development of irrigation systems. The author considers irrigation systems from a spatial point of view, and demonstrates the relation between the change of irrigation systems and manorial area. The case study of the Yasu River Basin made it clear that two epochs of reclamation were concerned with the formation and the collapse of the manorial system in medieval Japan.

In the 12th century, alluvial plains which had not been cultivated before were divided into manors and the lords of these manors needed to obtain enough water to cultivate the fields. In the Yasu River Basin, for example, the search for irrigation water led to the excavation of Giô-yu River as well as to the changing of the route of the Yanamune River. The development of these large-scale irrigation systems coincided with the first epoch of reclamation in medieval Japan. During this period, the *Jôri* land assignment system came into operation in the Yasu province, and this region was divided into manors in accordance with the *Jôri* system.

In the 14th century, the local landlord in the Yanamune River Basin constructed a new irrigation system. Though the development of village community, called *So-son*, has been generally considered to be responsible for the new irrigation system, the author believes that the role of the local landlord was much more important. The landlord divided the village area into the residential district and cultivated land. The separation of the consolidated settlement and the fields resulted in the intensification of the cultivation and the increase of the production. These changes in the 14th century brought the second epoch-making reclamation in medieval Japan.

The purpose of studying the landscape of medieval manors is not only to restore the different components of their original state, but also to clarify the driving force behind the formation of the manors. Therefore, the author considers it of great importance to study the formation process of each manor separately.